簡易型設計方式試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛知中部水道企業団(以下「企業団」という。)が発注する工事において、簡易型設計方式により設計積算を試行する場合の取扱いについて定める。

(定義)

第2条 簡易型設計方式とは、概算の数量にて積算し、契約後に工事現場の照査に基づき 設計変更を行う方式である。

(適用する工事)

- 第3条 この要領は、次の各号のいずれかに該当する工事に適用する。ただし、委託業務等により詳細図面がある場合は適用しない。
 - (1) 施設、機能等が著しく変化しない配管工事
 - (2) 現地照査の結果と当初設計とのかい離等により工事費、工期等に著しい影響を与えない工事
 - (3) 詳細数量を算定することが非効率であると考えられる工事 (工事現場の照査)
- 第4条 請負者は、概算設計図書に基づき工事現場を照査し、その結果を工事打合せ簿に工事計画図書を添付し報告する。なお、工事計画図書は次に掲げる図書を標準とする。
 - (1) 平面図、詳細図(管割図)、横断図、仮設配管図、舗装復旧図及び区画線図
 - (2) 実施予定の数量総括表及び数量計算書
 - (3) 道路占用許可及び道路使用許可の申請に必要な書類
- 2 工事計画図書に基づく設計変更の変更理由は、「精査による」と記載する。

(施工)

第5条 監督員は、概算設計図書及び企業団が承認した工事計画図書に基づき請負者に施工を行わせるものとする。

(留意事項)

- 第6条 簡易型設計方式に係る留意事項は、次のとおりとする。
 - (1) 設計変更により安易に箇所、構造及び工法等の変更を行うことのないように留意する。
 - (2) 工事計画図書の作成日数は、30日を上限とし工期に加算する。
 - (3) 工事計画図書の配管記号は、企業団が指示した記号を用いるものとする。
 - (4) この方式に係る変更以外の事由により発生したその他設計変更とすべき事項については、愛知中部水道企業団設計変更省略要綱を適用する。
 - (5) 契約後、監督員は工事の意図を請負者に説明するものとし、参考となる資料があるときは請負者に貸与することができる。

(6) 工事計画図書の作成費については、共通仮設費の準備工に図面作成費として計上するものとする。

(工事事務取扱要領の準用)

第7条 この要領に定めのない事項については、工事事務取扱要領に準ずるものとする。 附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。